

5月 情報ひろば

！イベント・講習会などに参加の際は、マスクの着用や手指消毒、体温測定など、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

福祉

寝具丸洗い乾燥消毒サービス 6月実施分

問 本庁舎長寿社会課 (13番窓口) 0857-30-8211
0857-20-3906
問 各総合支所市民福祉課 (10番) 対在宅で生活をしている65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する人
①市民税非課税の高齢者のみの世帯で、要介護1～3の認定がある人
②要介護4、5の認定がある人
料 掛布団：200円 敷布団：200円 羽毛布団：300円 毛布：100円 ※枚数に制限あり
5月19日(金)までにご申出書を提出

凡例 時 日時 所 場所 容 内容 対 対象 案 条件 員 定員 数 数量 額 支給・助成額など
料 料金 募 募集期間・方法 受 受付 持 持参するもの 問 問い合わせ先

鳥取市中央包括支援センターからのお知らせ

問 本庁舎鳥取市中央包括支援センター 0857-20-3457
0857-20-3906
【介護予防教室(おたっしや教室)(7～9月)】
容 主に椅子に座りながらの運動と認知トレーニング、栄養やお口の機能改善のための講話 時 毎週1回120分・3カ月間 所 公共施設など全17会場(予定) 対 満65歳以上の人 ※医師から運動制限されていない人のみ ※身体状況によっては、他のサービスを紹介することがあります。 料 1回500円 募 5月31日(水)までに問い合わせ先まで

家族教室・専門相談のご案内

問 駅南庁舎心の健康支援室 0857-22-5616
0857-20-3906
【アルコール・薬物・ギャンブル(ゲーム)等家族教室】
時 5月12日(金) 13:30～15:00
※予約不要 所 さわやか会館3階第2研修室 容 ミニ講話『家族の中で何が起きているのか?』、話し合い、講師：林敏昭さん(渡辺病院看護師) 対 ご家族のアルコール・薬物・ギャンブルなどで困り的人 ※ご本人はご遠慮ください。
【アルコール・薬物・ギャンブル(ゲーム)等専門相談】
時 5月12日(金) 15:00～16:00

全国ギャンブル依存症 家族の会鳥取

問 全国ギャンブル依存症家族の会鳥取 090-9605-8480 (トントウ) kazokukai@gmail.com
時 6月11日(日) 10:00～12:00
所 (株)LEMONO(旧三洋テクノソリューションズ鳥取)内V-colab(木造建屋) ※当日日曜日で正門玄関は閉鎖のため、裏門からお入りください。 ※予約不要 料 千円

鳥取ファミリィ・サポートセンター(生活援助型・育児型)の協力・提供会員募集

問 鳥取ファミリィ・サポートセンター(鳥取市社会福祉協議会内) 0857-22-7474 (生活援助型) 0857-39-2761(育児型) 0857-39-2762(共通)
問 新市域の各総合福祉センター
国府町 0857-22-1880
福部町 0857-75-2337
河原町 0858-76-3125
用瀬町 0858-87-2302

佐治町 0858-89-1022
気高町 0857-82-2727
鹿野町 0857-84-3113
青谷町 0857-85-0220
高齢者の生活援助や育児の援助を受けた人と支援を行いたい人が、相互援助活動を行う会員組織のお手伝い、サポートできる人を募集(登録料・会費無料)。
額 報酬(1時間あたり) 600円
▽平日(7:00～20:00) 800円
▽土日・祝日(終日) 800円
▽12月29日～1月3日(終日) 800円

【生活援助型】 容 要望に応じて高

年齢のお宅を訪問して、簡単な家事などの援助 ▼援助内容：食事の準備・後片付け、掃除、病院の付き添いなどの軽度で専門性を要しないもの
【育児型】 容 乳幼児(おおむね4カ月)から小学6年生までのお子さんのいる人を対象に、子育ての援助 ▼援助内容：習い事の送迎、保育園など放課後児童クラブへの送迎、開所前・閉所後の預かり、乳幼児を連れて出かけにくい時の預かりなど(預かる場所は、会員宅・子育て支援センター・児童館など)

5月12日は 民生委員・児童委員の日

問 本庁舎地域福祉課(13番窓口) 0857-30-8202
0857-20-3906
本市では、516人の民生委員(児童委員を兼ねる)が、「広げよう地域に根ざした思いやり」をキャッチフレーズに活動しています。相談内容や個人の秘密は守られますので、生活上の困りごとや心配がありましたら、お近くの民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

赤十字の活動にご協力を

問 日本赤十字社鳥取支部鳥取市地区(地域福祉課内13番窓口) 0857-30-8202
0857-20-3906
問 日本赤十字社鳥取県支部(県庁第二庁舎) 0857-22-4466
日本赤十字社の活動は、みなさんからの資金協力で支えられており、自治会・町内会を通してご協力をお願いしています。なお、個別に活動資金募集に応じていただける場合は、問い合わせ先まで。

学生納付特例制度

国民年金コーナー
問 鳥取年金事務所 0857-27-8311
問 本庁舎保険年金課(9番窓口) 0857-30-8224 0857-20-3906

学生で保険料を納めることが困難なときは、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、各種学校などに在学している学生のうち、本人の前年所得が下記計算式金額以下であれば利用できます。

所得基準
128万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額等
令和4年度に学生納付特例を承認された人で、令和5年度も同じ学校に在学する人は、『学生納付特例申請書』を返送することで学生納付特例の申請ができます。この場合、学生証の写しまたは在学証明書の原本の添付は不要です。

軽自動車税(種別割)の減免手続き

市税のおはなし
問 本庁舎市民税課(20番窓口) 0857-30-8144 0857-20-3921
問 各総合支所市民福祉課(10番)

対象 次の2つの要件を満たす軽自動車
①身体・精神などに障がいのある人のために使用するもの
②障がいのある人または、同居の家族などが所有するもの
※ただし1台まで(普通または小型自動車)で減免を受ける場合は該当しません)
受付期限 5月31日(水)まで
※障がいの部位や程度などにより、減免が受けられない場合があります。
※必要書類など、詳しくはお問い合わせください。